第209期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

個 別 注 記 表
連 結 注 記 表

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

株式会社大分銀行

「個別注記表」および「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（http://www.oitabank.co.jp/company/kabunushi/soukai/kabunushi_soukai.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

個　別　注　記　表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法
　商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
　なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
（２）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）
　有形固定資産は、定率法を採用しております。
　また、主な耐用年数は次のとおりであります。
　建　物　　５年～31年
　その他　　５年～20年
（２）無形固定資産（リース資産を除く）
　無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
（３）リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．繰延資産の処理方法
　社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

７．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金
　貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
　「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各

々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（4）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

8．ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

9．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における退職給付に係る会計処理の方法と異なっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

１．退職給付に関する会計基準

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号　平成 24 年５月 17 日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号　平成 27 年３月 26 日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込額及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が 404 百万円増加、退職給付引当金が 145 百万円減少、繰越利益剰余金が 355 百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 194 百万円増加しております。

２．従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い

当行は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号　平成 27 年３月 26 日）を当事業年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による計算書類への影響はありません。

追加情報

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて当行株式を交付する取引を行っております。

（１）取引の概要

当行は、平成 22 年 11 月 10 日の取締役会決議に基づいて、当行従業員が当行の業績や株価への意識を高め、業績向上への共通認識をもって業務に取組むことにより株主価値向上を図るとともに、従業員の福利厚生制度の拡充を目的として、「従業員持株ＥＳＯＰ信託」を導入しております。

本制度は、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであります。当行が、「大分銀行行員持株会」（以下、「当行持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託の期間（平成 22 年 11 月 15 日～平成 27 年 12 月 20 日）にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を、予め定める取得期間中に取得しております。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却しております。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が借入先銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

（２）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号　平成 27 年３月 26 日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

（３）信託が保有する当行株式に関する事項

①信託における帳簿価額は当事業年度 132 百万円であります。信託が保有する当行株式は株

主資本において自己株式として計上しております。
②期末株式数は当事業年度 454 千株であり、期中平均株式数は当事業年度 611 千株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額　　5,723 百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は 1,489 百万円、延滞債権額は 56,323 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,093 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 60,906 百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,029百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	148,943 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	13,052 百万円
コールマネー	30,000 百万円
債券貸借取引受入担保金	31,936 百万円
借用金	20,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券等 38,269 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 427 百万円が含まれております。

８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、567,434 百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 551,801 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

９．土地の再評価に関する法律（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成 10 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計との差額　12,078百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　35,187 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,984 百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は 12,568 百万円であります。
13. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　０百万円
14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 317 百万円
15. 関係会社に対する金銭債権総額　7,091 百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額　9,804 百万円

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	71 百万円
役務取引等に係る収益総額	53 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	16 百万円
その他の取引に係る収益総額	― 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	１百万円
役務取引等に係る費用総額	― 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,586 百万円
その他の取引に係る費用総額	― 百万円

２．「特別損失」には、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、県内外の遊休資産及び売却予定資産について 258 百万円の減損損失を計上しております。

上記、減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、その他の有形固定資産 258 百万円（所有土地 190 百万円、所有建物 68 百万円）であります。

稼動資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、県内においては連携して営業を行っているためブロック単位）をグルーピングの単位として取り扱っておりま

す。
　また、遊休資産及び売却予定資産については、各々独立した単位として取り扱っております。
　回収可能価額の算定は、正味売却価額によっております。正味売却価額は、資産又は資産グループの不動産鑑定価額からその処分費用見込額を控除して算定しております。

3．関連当事者との間の取引

（1）子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大分保証サービス株式会社	所有 直接 90.0% 間接 10.0%	役員の兼任	住宅ローン・消費者ローンの債務保証	297,138	―	―

（注）1．取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
債務保証については、一般取引と同様な条件で行っております。
3.取引金額は､当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

（2）役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社玉の湯	由布市	30	観光旅館	―	銀行取引	融資	36	貸出金	30
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社玉の湯産業	由布市	2	不動産賃貸業	―	銀行取引	融資	142	貸出金	132

（注）1．取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引と同様な条件で行っております。
3．当行取締役　桑野和泉氏及びその近親者が株式会社玉の湯及び株式会社玉の湯産業の議決権の 100%を所有しております。
4．取引金額は平均残高を記載しております。

（株主資本等変動計算書関係）
　自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,854	6,498	364	7,987	（注）
合　計	1,854	6,498	364	7,987	

（注）　1．自己株式の増加 6,498 千株は、取締役会決議による自己株式の取得（6,479 千株）及び単元未満株式の買取（19 千株）によるものであります。
2．自己株式の減少 364 千株は、従業員持株 ESOP 信託から従業員持株会への当行株式の売却等によるものであります。
3．当事業年度末の自己株式の株式数のうち従業員持株 ESOP 信託が所有する株式数は 454 千株であります。

（有価証券関係）
　貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。
1．売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2．満期保有目的の債券（平成 27 年３月 31 日現在）
　該当ありません。
3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 27 年３月 31 日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	―	―	―
関連法人等株式	―	―	―
合　計	―	―	―

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	5,723
関連法人等株式	―
合　計	5,723

　これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4．その他有価証券（平成 27 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	63,014	32,548	30,466
	債　券	658,210	643,902	14,308
	国　債	295,860	289,555	6,304
	地方債	91,562	89,189	2,373
	短期社債	―	―	―
	社　債	270,787	265,156	5,630
	その他	267,577	253,067	14,509
	小　計	988,802	929,517	59,284
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	1,031	1,105	△74
	債　券	42,202	42,317	△114
	国　債	1,985	1,990	△5
	地方債	465	465	―
	短期社債	―	―	―
	社　債	39,752	39,861	△109
	その他	58,534	59,499	△965
	小　計	101,768	102,922	△1,154
合　計		1,090,571	1,032,440	58,130

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	2,128
その他	2,130
合　計	4,258

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）
該当ありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券
（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株　式	7,213	1,220	29
債　券	121,986	1,388	12
国　債	114,592	1,366	12
地方債	810	―	―
短期社債	―	―	―
社　債	6,584	22	0
その他	32,543	283	1,206
合　計	161,744	2,892	1,248

7．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

８．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における時価のある有価証券の減損処理は、該当ありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50%程度以上下落した場合であります。また、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落した場合は、金融商品会計に関する実務指針に基づき当行が制定した基準に該当するものを時価が「著しく下落した」と判断しております。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（平成 27 年３月 31 日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	5,033	257

２．満期保有目的の金銭の信託（平成 27 年３月 31 日現在）

該当ありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 27 年３月 31 日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	8,521	百万円
減価償却費	1,458	
退職給付引当金	1,439	
その他	4,193	
繰延税金資産小計	15,613	
評価性引当額	△7,602	
繰延税金資産合計	8,011	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△17,829	
退職給付信託設定益	△ 1,683	
その他	△54	
繰延税金負債合計	△19,567	
繰延税金負債の純額	△11,556	百万円

２．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.0%となります。この税率変更により、繰延税金資産は756百万円減少（繰延税金負債は2,026百万円減少）し、その他有価証券評価差額金は1,846百万円増加し、法人税等調整額は520百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は534百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　1,162円２銭

なお、１株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株ESOP信託が所有する自己株式（当事業年度末454千株）を控除し算定しております。

１株当たりの当期純利益金額　56円63銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　54円18銭

なお、１株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株ESOP信託が所有する自己株式（当事業年度611千株）を控除し算定しております。

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成方針

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結される子会社及び子法人等　９社

会社名

大銀ビジネスサービス株式会社

大銀スタッフサービス株式会社

大銀アカウンティングサービス株式会社

大分リース株式会社

株式会社大分カード

大分保証サービス株式会社

大銀コンピュータサービス株式会社

株式会社大銀経済経営研究所

大分ベンチャーキャピタル株式会社

（２）非連結の子会社及び子法人等　７社

会社名

大分ブイシーサクセスファンド三号投資事業有限責任組合

大分ブイシーサクセスファンド四号投資事業有限責任組合

大分ブイシープラムファンド二号投資事業有限責任組合

九州中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合

おおいた自然エネルギーファンド投資事業有限責任組合

おおいたＰＯＲＴＡファンド投資事業有限責任組合

おおいた農林漁業事業化支援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

（１）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等並びに持分法適用の関連法人等

該当ありません。

（２）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに持分法非適用の関連法人等　７社

会社名

大分ブイシーサクセスファンド三号投資事業有限責任組合

大分ブイシーサクセスファンド四号投資事業有限責任組合

大分ブイシープラムファンド二号投資事業有限責任組合

九州中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合

おおいた自然エネルギーファンド投資事業有限責任組合

おおいたＰＯＲＴＡファンド投資事業有限責任組合

おおいた農林漁業事業化支援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
３月末日　　９社
４．のれん及び負ののれんの償却に関する事項
平成 22 年３月 31 日以前に発生した負ののれんについては 10 年間にわたり均等償却を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

会計処理基準に関する事項

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
（２）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　５年～31年
その他　　５年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、主として定率法により償却しております。
（２）無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
（３）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等において役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

9．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

10．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11．リース取引の処理方法

（貸手側）

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時にその他業務収益とその他業務費用を計上する方法によっております。

12．重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計を行っておりません。

13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

１．退職給付に関する会計基準

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号　平成 24 年５月 17 日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号　平成 27 年３月 26 日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込額及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が 404 百万円増加、退職給付に係る負債が 145 百万円減少、利益剰余金が 355 百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 194 百万円増加しております。

２．従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い

当行は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号　平成 27 年３月 26 日）を当連結会計年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による連結計算書類への影響はありません。

未適用の会計基準等

企業結合に関する会計基準等（平成 25 年９月 13 日）

（１）概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示および少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

（２）適用予定日

当行は、改正後の当該会計基準等を平成 27 年４月１日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

追加情報

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて当行株式を交付する取引を行っております。

（1）取引の概要

当行は、平成 22 年 11 月 10 日の取締役会決議に基づいて、当行従業員が当行の業績や株価への意識を高め、業績向上への共通認識をもって業務に取組むことにより株主価値向上を図るとともに、従業員の福利厚生制度の拡充を目的として、「従業員持株ＥＳＯＰ信託」を導入しております。

本制度は、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであります。当行が、「大分銀行行員持株会」（以下、「当行持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託の期間（平成 22 年 11 月 15 日～平成 27 年 12 月 20 日）にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を、予め定める取得期間中に取得しております。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却しております。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が借入先銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

（2）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号　平成 27 年３月 26 日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

（3）信託が保有する当行株式に関する事項

①信託における帳簿価額は当連結会計年度 132 百万円であります。信託が保有する当行株式は株主資本において自己株式として計上しております。

②期末株式数は当連結会計年度 454 千株であり、期中平均株式数は当連結会計年度 611 千株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．貸出金のうち、破綻先債権額は 1,809 百万円、延滞債権額は 56,885 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

２．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,149 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

４.破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 61,844 百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

５．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,029百万円であります。

６．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	148,943 百万円
リース投資資産	2,019 百万円

担保資産に対応する債務

預金	13,052 百万円
コールマネー	30,000 百万円
債券貸借取引受入担保金	31,936 百万円
借用金	21,624 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券等 38,269 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 453 百万円が含まれております。

７．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、578,437 百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 562,771 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられておりま

す。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

８．土地の再評価に関する法律（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成 10 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計との差額　12,078百万円

９．有形固定資産の減価償却累計額　36,143 百万円

10．有形固定資産の圧縮記帳額　1,984 百万円

11．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 12,568 百万円であります。

12．当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　０百万円

13．当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　317 百万円

（連結損益計算書関係）

１．「その他の経常収益」には、株式等売却益 1,387 百万円を含んでおります。

２．「その他経常費用」には、株式等償却 141 百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額 304 百万円を含んでおります。

３．「特別損失」には、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、県内外の遊休資産及び売却予定資産について 258 百万円の減損損失を計上しております。

上記、減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、その他の有形固定資産 258 百万円（所有土地 190 百万円、所有建物 68 百万円）であります。

稼動資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、県内においては連携して営業を行っているためブロック単位）をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産及び売却予定資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっております。正味売却価額は、資産又は資産グループの不動産鑑定価額からその処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	162,436	―	―	162,436	
合　計	162,436	―	―	162,436	
自己株式					
普通株式	1,854	6,498	364	7,987	(注)
合　計	1,854	6,498	364	7,987	

（注）１．自己株式の増加 6,498 千株は、取締役会決議による自己株式の取得（6,479 千株）及び単元未満株式の買取（19 千株）によるものであります。
２．自己株式の減少 364 千株は、従業員持株 ESOP 信託から従業員持株会への当行株式の売却等によるものであります。
３．当連結会計年度末の自己株式の株式数のうち従業員持株 ESOP 信託が所有する株式数は 454 千株であります。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					123	
合　計		―					123	

３．配当に関する事項

（１）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 26 年 6 月 26 日定時株主総会	普通株式	484 百万円	3 円 00 銭	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 6 月 27 日
平成 26 年 11 月 10 日取締役会	普通株式	484 百万円	3 円 00 銭	平成 26 年 9 月 30 日	平成 26 年 12 月 10 日
合　計		968 百万円			

（注）１．平成 26 年６月 26 日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株 ESOP 信託が所有する株式に対する配当金２百万円を含んでおります。
２．平成 26 年 11 月 10 日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株 ESOP 信託が所有する株式に対する配当金１百万円を含んでおります。

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総　額	配当の原　資	１株当たり配　当　額	基準日	効力発生日
平成 27 年 6 月 24 日定時株主総会	普通株式	619 百万円	利益剰余金	4 円 00 銭	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 25 日

（注）　平成 27 年 6 月 24 日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株 ESOP 信託が所有する株式に対する配当金１百万円を含んでおります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当行は、預金の受入れ、資金の貸付又は手形の割引、有価証券の引受けや売買等の金融商品の取扱いを主たる業務としていることから、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を多額に有しております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないようＡＬＭ（資産負債総合管理）を実施し、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、連結される子会社及び子法人等には、リース業務やクレジットカード業務などの金融商品の取扱いを主たる業務としている子法人等があります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当行並びに連結される子会社及び子法人等が保有する金融資産の主なもののうち、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しておりますが、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なもののうち、預金や借入金は、一定の環境の下では市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引のうち、金利関連の金利スワップ取引は、ＡＬＭによるリスクヘッジの目的で行っております。主に将来の金利上昇リスクに備えて、長期固定金利の貸出、債券等をヘッジ対象として受取変動・支払固定の金利スワップ取引をヘッジ手段として行っております。

通貨関連の通貨スワップ取引、為替予約取引及びクーポンスワップ取引は、主に外貨建債権債務の為替相場変動リスク回避のためのヘッジ目的で行っております。

債券関連の債券先物取引は、主に自己売買業務として行っております。

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、業種別監査委員会報告第 24 号に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、連結される子会社及び子法人等においては、デリバティブ取引を行っておりません。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行は、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」等諸規程に従い、貸出業務に限らず、市場取引やオフバランス資産を含めた、銀行業務に係る全ての信用リスク

を管理対象として、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、内部格付制度、経営改善支援や延滞管理・債権回収等問題債権への対応など与信管理に関する態勢を整備し運営しております。また、連結される子会社及び子法人等においても、各社の信用リスク管理規程等諸規程に従って、信用リスクを適切に管理する態勢を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用リスク管理部署（審査部署、与信管理部署、問題債権の管理部署など）において行われ、信用リスクの状況や問題点等は信用リスク管理の統括部署である当行のリスク統括部が一体として管理しております。

なお、与信監査については、融資部並びに連結される子会社及び子法人等の信用リスク管理部署における信用リスク管理状況の適切性について、監査部署がチェックを行う態勢としております。

②市場リスクの管理

当行は、「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」に基づき、預貸金取引、市場取引及びオフバランス取引を含めた全ての市場リスクを管理対象として、市場リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。預貸金に係る市場リスク管理についてはＡＬＭ部署、市場取引に係る市場リスク管理については市場関連部署を中心に管理を行っております。市場リスク管理の統括部署であるリスク統括部はモニタリングを実施し、リスク量の状況、ストレステストの実施結果等についてＡＬＭ・統合的リスク管理委員会に報告を行っております。また、連結される子会社及び子法人等においても、各社のリスクプロファイルに応じて市場リスク管理方針・規程等を含め、市場リスクを適切に管理する態勢を整備し運営しております。

これらの市場リスク管理は、当行並びに連結される子会社及び子法人等の市場リスク管理部署において行われ、市場リスクの状況や問題点等は市場リスク管理の統括部署である当行のリスク統括部にて管理しております。

なお、市場リスク管理の監査については、リスク統括部等における市場リスク管理状況の適切性について、監査部署がチェックを行う態勢としております。

（市場リスクに係る定量的情報）

当行において主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券（満期保有目的の債券及びその他有価証券）」、「預金及び譲渡性預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。

これらの金融資産及び金融負債について、統計学的な手法により一定期間（詳細は後述保有期間参照）後の損失額を推計して市場リスク量とし、金利及び価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該損失額の推計にはVaRを使用しております。

VaRの算出には、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しております。前提条件は、観測期間1,250営業日、信頼区間99%、保有期間は政策投資株式のみ125営業日とし、それ以外は60営業日としております。

平成27年3月31日現在で当行の主たる金融商品の市場リスク量（損失の推計値）は、29,260百万円であり、内訳は、有価証券20,779百万円、預貸金等（有価証券以外）8,480百万円となっております。

当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。平成26年度に関して実施したバックテスティングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えられます。

但し、VaR計測は統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件や算定方法等

によって異なる値となる点や最大損失額の予測を意図するものではない点､及び将来の市場の状況は過去とは大幅に異なることがある点に注意を要します。

なお、金額等から影響が軽微な一部の金融商品並びに連結される子会社及び子法人等の金融商品につきましては、定量的分析を実施しておりません。

③流動性リスクの管理

当行は、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき、流動性リスクの管理を行っております。日常的には、市場金融部で資金繰り管理が行われ、管理部署であるリスク統括部はモニタリングを実施し、その状況や支払準備資産等の状況、ストレステストの実施結果等についてＡＬＭ･統合的リスク管理委員会に報告を行っております。

なお、流動性リスク管理の監査については、市場金融部及びリスク統括部における流動性リスク管理状況の適切性について、監査部署がチェックを行う態勢としております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年３月 31 日における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注２)参照)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）現金預け金	100,784	100,784	―
（２）有価証券			
満期保有目的の債券	1,198	1,205	6
その他有価証券	1,090,835	1,090,835	―
（３）貸出金	1,779,883		
貸倒引当金（＊１）	△26,012		
	1,753,870	1,764,780	10,909
資産計	2,946,688	2,957,604	10,916
（１）預金	2,553,221	2,553,397	176
（２）譲渡性預金	125,744	125,878	133
（３）コールマネー及び売渡手形	38,411	38,411	―
（４）債券貸借取引受入担保金	31,936	31,936	―
（５）借用金	30,527	30,527	―
負債計	2,779,841	2,780,151	309
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4,402)	(4,402)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,704)	(1,704)	―
デリバティブ取引計	(6,106)	(6,106)	―

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金（3,824 百万円）及び個別貸倒引当金（22,187 百万円）を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金預け金

満期のない預け金及び満期のある短期の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある長期の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（２）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、年限に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

（３）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

（１）預金、及び　（２）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（３）コールマネー及び売渡手形、及び（４）債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（３ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（５）借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価

は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約、クーポンスワップ）、債券関連取引（債券先物）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（２）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（＊１）（＊２）	2,369
②　組合出資金（＊３）	5,176
合計	7,546

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について３百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	64,279	―	―	―	―	―
有価証券（＊１）						
満期保有目的の債券	1,000	100	―	100	―	―
その他有価証券のうち満期があるもの	125,920	308,780	195,057	104,334	222,997	28,931
貸出金（＊２）	556,085	259,710	225,171	148,907	188,860	346,999
合　計	747,285	568,591	420,229	253,341	411,857	375,931

（＊１）有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表価額とは一致しておりません。

（＊２）貸出金のうち、破綻懸念先以下に対する債権等、償還予定額が見込めない 54,148 百万円は含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（＊）	2,304,649	182,189	64,266	1,791	324	―
譲渡性預金	125,724	20	―	―	―	―
借用金	2,858	24,599	1,674	1,041	353	―
合　計	2,433,232	206,809	65,941	2,832	677	―

（＊）預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成27年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

２．満期保有目的の債券（平成27年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	1,198	1,205	6
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社　債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小　計	1,198	1,205	6
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社　債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小　計	―	―	―
合　計		1,198	1,205	6

3．その他有価証券（平成 27 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	63,213	32,638	30,574
	債　券	658,210	643,902	14,308
	国　債	295,860	289,555	6,304
	地方債	91,562	89,189	2,373
	短期社債	―	―	―
	社　債	270,787	265,156	5,630
	その他	267,577	253,067	14,509
	小　計	989,001	929,608	59,393
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	1,074	1,149	△75
	債　券	42,224	42,339	△114
	国　債	1,985	1,990	△5
	地方債	465	465	―
	短期社債	―	―	―
	社　債	39,774	39,883	△109
	その他	58,534	59,499	△965
	小　計	101,833	102,988	△1,154
合　計		1,090,835	1,032,596	58,238

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)
該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券
（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株　式	7,219	1,220	29
債　券	121,986	1,388	12
国　債	114,592	1,366	12
地方債	810	―	―
短期社債	―	―	―
社　債	6,584	22	0
その他	32,543	285	1,206
合　計	161,750	2,894	1,248

6．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
7．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における時価のある有価証券の減損処理は、該当ありません。
なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50%程度以上下落した場合であります。また、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落した場合は、金融商品会計に関する実務指針に基づき当行が制定した基準に該当するものを時価が「著しく下落した」と判断しております。

（金銭の信託関係）
1．運用目的の金銭の信託（平成 27 年３月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	5,033	257

2．満期保有目的の金銭の信託（平成 27 年３月 31 日現在）
該当ありません。
3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 27 年３月 31 日現在）
該当ありません。

（ストック・オプション等関係）
1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費　58 百万円
2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
（1）ストック・オプションの内容

	平成 24 年ストック・オプション	平成 25 年ストック・オプション	平成 26 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）９名	当行取締役（社外取締役を除く）10 名	当行取締役（非常勤取締役を除く）8 名 執行役員 8 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当行普通株式 179,700 株	当行普通株式 144,800 株	当行普通株式 162,100 株
付与日	平成 24 年８月６日	平成 25 年８月 19 日	平成 26 年８月 18 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成 24 年８月７日から 平成 54 年８月６日まで	平成 25 年８月 20 日から 平成 55 年８月 19 日まで	平成 26 年８月 19 日から 平成 56 年８月 18 日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成 27 年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成 24 年ストック・オプション	平成 25 年ストック・オプション	平成 26 年ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	154,000	144,800	―
付与	―	―	162,100
失効	―	―	―
権利確定	19,300	14,600	―
未確定残	134,700	130,200	162,100
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	―	―	―
権利確定	19,300	14,600	―
権利行使	19,300	14,600	―
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

②単価情報

	平成 24 年ストック・オプション	平成 25 年ストック・オプション	平成 26 年ストック・オプション
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	１株当たり 370 円	１株当たり 370 円	―
付与日における公正な評価単価	１株当たり 215 円	１株当たり 279 円	１株当たり 359 円

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成 26 年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（１）使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

（２）主な基礎数値及び見積方法

	平成 26 年ストック・オプション
株価変動性 （注）１	29.1%
予想残存期間 （注）２	4.1 年
予想配当 （注）３	１株当たり　６円
無リスク利子率 （注）４	0.12%

（注）１．平成 22 年７月５日の週から平成 26 年８月 11 日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。

２．就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の予想在任期間の平均によって見積りしております。

３．平成 26 年３月期の配当実績

４．予想残存期間に対応する国債の利回り

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.0%となります。この税率変更により、繰延税金資産は817百万円減少（繰延税金負債は2,028百万円減少）し、その他有価証券評価差額金は1,848百万円増加し、法人税等調整額は580百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は534百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　1,208円84銭

なお、１株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株ESOP信託が所有する自己株式（当連結会計年度末454千株）を控除し算定しております。

１株当たりの当期純利益金額　60円88銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　58円24銭

なお、１株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株ESOP信託が所有する自己株式（当連結会計年度611千株）を控除し算定しております。